

鳥取県告示第645号

昭和53年鳥取県告示第438号（鳥取県屋外広告物条例施行規則による家屋連担区域の指定について）の一部を次のように改正し、平成23年11月18日から施行する。

平成23年11月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後		改正前													
<p>鳥取県屋外広告物条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第50号）別表第1第1号ア及びイに規定する家屋連担区域を次のとおり指定する。</p> <p>1 略</p> <p>2 次の表の左欄に掲げる道路及び鉄道から展望できる地域のうちそれぞれ同表の右欄に掲げる地域内の家屋連担区域</p> <p>(1) 道路</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>地 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般国道9号</td> <td>岩美町大字岩井、大字宇治、大字恩志及び大字新井、鳥取市福部町細川、海士及び湯山、<u>同市湖山町北五丁目及び伏野</u>、同市気高町宝木、下坂本、浜村及び八束水並びに同市青谷町青谷、湯梨浜町大字橋津、はわい長瀬、大字小浜、大字石脇、大字泊、大字園及び大字原、北栄町江北、国坂、田井、下神、松神、西園、由良宿、妻波及び大谷、琴浦町大字逢東、大字徳万、大字丸尾、大字笠見、大字八橋、大字別所及び大字赤碕、大山町国信、末吉、東坪、西坪、御来屋、富長、田中、御崎、赤坂、下甲、塩津、岡、上市、下市及び松河原並びに米子市二本木、蚊屋、浦津、上新印、下新印及び宗像並びに同市淀江町今津、<u>淀江</u>、<u>西原</u>、佐陀、中間及び小波の地域</td> </tr> <tr> <td>一般国道29号</td> <td>鳥取市正蓮寺、桜谷、<u>杉崎</u>、<u>古海</u>、津ノ井、桂木、<u>船木</u>、<u>広岡</u>及</td> </tr> </tbody> </table>		路線名	地 域	一般国道9号	岩美町大字岩井、大字宇治、大字恩志及び大字新井、鳥取市福部町細川、海士及び湯山、 <u>同市湖山町北五丁目及び伏野</u> 、同市気高町宝木、下坂本、浜村及び八束水並びに同市青谷町青谷、湯梨浜町大字橋津、はわい長瀬、大字小浜、大字石脇、大字泊、大字園及び大字原、北栄町江北、国坂、田井、下神、松神、西園、由良宿、妻波及び大谷、琴浦町大字逢東、大字徳万、大字丸尾、大字笠見、大字八橋、大字別所及び大字赤碕、大山町国信、末吉、東坪、西坪、御来屋、富長、田中、御崎、赤坂、下甲、塩津、岡、上市、下市及び松河原並びに米子市二本木、蚊屋、浦津、上新印、下新印及び宗像並びに同市淀江町今津、 <u>淀江</u> 、 <u>西原</u> 、佐陀、中間及び小波の地域	一般国道29号	鳥取市正蓮寺、桜谷、 <u>杉崎</u> 、 <u>古海</u> 、津ノ井、桂木、 <u>船木</u> 、 <u>広岡</u> 及	<p>鳥取県屋外広告物条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第50号）別表第1第1号ア及びイに規定する家屋連担区域を次のとおり指定する。</p> <p>1 略</p> <p>2 次の表の左欄に掲げる道路及び鉄道から展望できる地域のうちそれぞれ同表の右欄に掲げる地域内の家屋連担区域</p> <p>(1) 道路</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>地 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般国道9号</td> <td>岩美町大字岩井、大字宇治、大字恩志及び大字新井、鳥取市福部町細川、海士及び湯山、<u>同市伏野</u>、同市気高町宝木、下坂本、浜村及び八束水並びに同市青谷町青谷、湯梨浜町大字橋津、はわい長瀬、大字小浜、大字石脇、大字泊、大字園及び大字原、北栄町江北、国坂、田井、下神、松神、西園、由良宿、妻波及び大谷、琴浦町大字逢東、大字徳万、大字丸尾、大字笠見、大字八橋、大字別所及び大字赤碕、大山町国信、末吉、東坪、西坪、御来屋、富長、田中、御崎、赤坂、下甲、塩津、岡、上市、下市及び松河原並びに米子市二本木、蚊屋、浦津、上新印、下新印及び宗像並びに同市淀江町今津、<u>淀江</u>及び<u>西原</u>の地域</td> </tr> <tr> <td>一般国道29号</td> <td>鳥取市正蓮寺、桜谷、杉崎、津ノ井、桂木及び海蔵寺、八頭町堀</td> </tr> </tbody> </table>		路線名	地 域	一般国道9号	岩美町大字岩井、大字宇治、大字恩志及び大字新井、鳥取市福部町細川、海士及び湯山、 <u>同市伏野</u> 、同市気高町宝木、下坂本、浜村及び八束水並びに同市青谷町青谷、湯梨浜町大字橋津、はわい長瀬、大字小浜、大字石脇、大字泊、大字園及び大字原、北栄町江北、国坂、田井、下神、松神、西園、由良宿、妻波及び大谷、琴浦町大字逢東、大字徳万、大字丸尾、大字笠見、大字八橋、大字別所及び大字赤碕、大山町国信、末吉、東坪、西坪、御来屋、富長、田中、御崎、赤坂、下甲、塩津、岡、上市、下市及び松河原並びに米子市二本木、蚊屋、浦津、上新印、下新印及び宗像並びに同市淀江町今津、 <u>淀江</u> 及び <u>西原</u> の地域	一般国道29号	鳥取市正蓮寺、桜谷、杉崎、津ノ井、桂木及び海蔵寺、八頭町堀
路線名	地 域														
一般国道9号	岩美町大字岩井、大字宇治、大字恩志及び大字新井、鳥取市福部町細川、海士及び湯山、 <u>同市湖山町北五丁目及び伏野</u> 、同市気高町宝木、下坂本、浜村及び八束水並びに同市青谷町青谷、湯梨浜町大字橋津、はわい長瀬、大字小浜、大字石脇、大字泊、大字園及び大字原、北栄町江北、国坂、田井、下神、松神、西園、由良宿、妻波及び大谷、琴浦町大字逢東、大字徳万、大字丸尾、大字笠見、大字八橋、大字別所及び大字赤碕、大山町国信、末吉、東坪、西坪、御来屋、富長、田中、御崎、赤坂、下甲、塩津、岡、上市、下市及び松河原並びに米子市二本木、蚊屋、浦津、上新印、下新印及び宗像並びに同市淀江町今津、 <u>淀江</u> 、 <u>西原</u> 、佐陀、中間及び小波の地域														
一般国道29号	鳥取市正蓮寺、桜谷、 <u>杉崎</u> 、 <u>古海</u> 、津ノ井、桂木、 <u>船木</u> 、 <u>広岡</u> 及														
路線名	地 域														
一般国道9号	岩美町大字岩井、大字宇治、大字恩志及び大字新井、鳥取市福部町細川、海士及び湯山、 <u>同市伏野</u> 、同市気高町宝木、下坂本、浜村及び八束水並びに同市青谷町青谷、湯梨浜町大字橋津、はわい長瀬、大字小浜、大字石脇、大字泊、大字園及び大字原、北栄町江北、国坂、田井、下神、松神、西園、由良宿、妻波及び大谷、琴浦町大字逢東、大字徳万、大字丸尾、大字笠見、大字八橋、大字別所及び大字赤碕、大山町国信、末吉、東坪、西坪、御来屋、富長、田中、御崎、赤坂、下甲、塩津、岡、上市、下市及び松河原並びに米子市二本木、蚊屋、浦津、上新印、下新印及び宗像並びに同市淀江町今津、 <u>淀江</u> 及び <u>西原</u> の地域														
一般国道29号	鳥取市正蓮寺、桜谷、杉崎、津ノ井、桂木及び海蔵寺、八頭町堀														

	び海蔵寺、八頭町堀越、下坂、門尾、奥谷、宮谷、郡家、西御門、市谷、 <u>郡家殿</u> 、花、大門、富枝、南及び北山並びに若桜町大字大野、大字中原、大字浅井及び大字若桜の地域
一般国道53号	鳥取市河原町袋河原及び釜口、同市用瀬町用瀬及び鷹狩並びに智頭町大字智頭の地域
略	
一般国道180号	南部町福成、阿賀、法勝寺及び落合並びに日野町根雨、高尾及び上管の地域
一般国道181号	米子市福市、諏訪、宗像、日原及び兼久、伯耆町大殿、吉長、岸本、長山及び溝口、日野町根雨及び高尾並びに江府町大字佐川、大字小江尾、大字江尾及び大字武庫の地域
略	
一般国道431号	境港市高松町、新屋町、小篠津町及び佐斐神町並びに米子市大篠津町、和田町、富益町、夜見町、河崎、両三柳及び二本木並びに日吉津村大字日吉津及び富吉の地域
略	
県道郡家鹿野気高線	鳥取市気高町浜村、勝見、新町三丁目及び北浜三丁目並びに同市鹿野町今市及び鹿野の地域
略	
県道羽合東伯線	湯梨浜町大字田後並びに北栄町江北、国坂、田井、弓原、北尾、下神及び松神、西園、由良宿、妻波、 <u>東園</u> 、 <u>六尾</u> 及び大谷の地域
県道若葉台東町線	鳥取市桜谷、杉崎、津ノ井、桂木及び海蔵寺の地域
県道倉吉由良線	北栄町六尾の地域
町道北条北線	北栄町弓原の地域

(2) 鉄道

	越、下坂、門尾、奥谷、宮谷、郡家、西御門、市谷、 <u>殿</u> 、花、大門、富枝、南及び北山並びに若桜町大字大野、大字中原、大字浅井及び大字若桜の地域
一般国道53号	鳥取市河原町袋河原、 <u>長瀬</u> 、 <u>河原</u> 、谷一木及び渡一木、同市用瀬町用瀬並びに智頭町大字智頭の地域
略	
一般国道180号	米子市奥谷、石井及び奈喜良、 <u>南部町福成</u> 、法勝寺及び落合並びに日野町根雨、高尾及び上管の地域
一般国道181号	米子市宗像、日原及び兼久、伯耆町大殿、吉長、岸本、長山及び溝口、日野町根雨及び高尾並びに江府町大字佐川、大字小江尾、大字江尾及び大字武庫の地域
略	
一般国道431号	境港市高松町、新屋町、小篠津町及び佐斐神町並びに米子市大篠津町、和田町、富益町、夜見町、河崎、両三柳及び二本木の地域
略	
県道郡家鹿野気高線	鳥取市気高町浜村及び勝見並びに同市鹿野町今市及び鹿野の地域
略	
県道羽合東伯線	湯梨浜町大字田後並びに北栄町江北、国坂、田井、弓原、北尾、下神及び松神、西園、由良宿、妻波及び大谷の地域
県道若葉台東町線	鳥取市桜谷、杉崎、津ノ井、桂木及び海蔵寺の地域

(2) 鉄道

線路名	地 域
略	
西日本旅客 鉄道株式会 社山陰本線	岩美町大字浦富、大字新井、大 字岩本及び大字大谷、鳥取市福部 町細川及び栗谷、同市伏野、同市 気高町宝木、浜村及び勝見並びに 同市青谷町青谷、湯梨浜町大字小 浜、大字石脇、大字泊、大字園、 大字中興寺及び大字松崎、北栄町 北尾、弓原、 <u>由良宿</u> 、 <u>土下</u> 、 <u>西園</u> 、 <u>東園</u> 及び六尾、琴浦町大字徳万、 大字丸尾、大字保、大字笠見、大 字八橋及び大字赤碕、大山町上 野、所子、国信、末長、唐王、西 坪、御来屋、富長、田中、赤坂、 塩津、住吉、上市、下市及び松河 原並びに米子市二本木、蚊屋及び 浦津並びに同市淀江町今津、淀 江、 <u>西原</u> 、 <u>佐陀</u> 及び <u>小波</u> の地域
西日本旅客 鉄道株式会 社因美線	鳥取市正蓮寺、桜谷、杉崎、津 ノ井、桂木及び海蔵寺並びに同市 用瀬町用瀬及び <u>鷹狩</u> 、八頭町奥 谷、宮谷及び郡家並びに智頭町大 字智頭の地域
略	

線路名	地 域
略	
西日本旅客 鉄道株式会 社山陰本線	岩美町大字浦富、大字新井、大 字岩本及び大字大谷、鳥取市福部 町細川及び栗谷、同市伏野、同市 気高町宝木、浜村及び勝見並びに 同市青谷町青谷、湯梨浜町大字小 浜、大字石脇、大字泊、大字園、 大字中興寺及び大字松崎、北栄町 北尾、弓原及び <u>由良宿</u> 、琴浦町大 字徳万、大字丸尾、大字保、大字 笠見、大字八橋及び大字赤碕、大 山町上野、所子、国信、末長、唐 王、西坪、御来屋、富長、田中、 赤坂、塩津、住吉、上市、下市及 び松河原並びに米子市二本木、蚊 屋及び浦津並びに同市淀江町今 津、淀江及び <u>西原</u> の地域
西日本旅客 鉄道株式会 社因美線	鳥取市正蓮寺、桜谷、杉崎、津 ノ井、桂木及び海蔵寺並びに同市 用瀬町用瀬、八頭町奥谷、宮谷及 び郡家並びに智頭町大字智頭の 地域
略	